

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、本町化学工業株式会社（所在地 東京都足立区）外2社に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和2年 1月31日

国 土 交 通 省
北 陸 地 方 整 備 局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

（問い合わせ先）

新潟市中央区美咲町1丁目1番1号 新潟美咲合同庁舎1号館

国土交通省 北陸地方整備局

総務部 契約課長 富樫 博人 Tel 025-370-6647（ダイヤルイン）

総務部 契約管理官 小澤 辰巳 Tel 025-370-6650（ダイヤルイン）

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
①本町化学工業株式会社	①東京都足立区中央本町1-2-11
②株式会社クラレ	②岡山県倉敷市酒津1621
③太平化学産業株式会社	③大阪府大阪市中央区東高麗橋1-16

2. 指名停止措置期間：

- ① 令和2年 1月31日～令和2年 5月30日（4ヵ月）
- ② 令和2年 1月31日～令和2年 2月29日（1ヶ月）
- ③ 令和2年 1月31日～令和2年 3月30日（2ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲：北陸地方整備局管内

4. 事実概要

公正取引委員会は、特定活性炭の販売業者に対し、令和元年11月22日、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令の対象事業者並びに排除措置命令及び課徴金納付命令の対象とならない違反事業者を公表した。

5. 措置理由

上記4. について、本町化学工業(株)、(株)クラレ及び太平化学産業(株)については「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1条に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第5号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」 別表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
1～4 略 (独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。） 6～16 略	当該認定をした日から <u>2ヵ月以上9ヵ月以内</u>

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準について」 （抜粋）

1～6 略 7 別表第2関係 一～三 略 四 別表第2第5号から第7号まで及び第12号イの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とすること。この場合において、この号前段の期間が別表第2第5号から第7号まで及び第12号に規定する期間の短期を下回る場合においては、第3第3項の規定を適用するものとする 五～七 略
